

●香川県告示第193号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月30日

香川県知事 浜田恵造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの) 第4条 略 (1)～(24) 略 (25) 国又は地方公共団体が納付する新規産業創出支援センター（以下この号において「センター」という。）の使用料のうち前納が困難であるもの、センターの使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する <u>納期限</u> が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合のセンターの電磁環境試験設備使用料並びにセンターの電磁波特性試験手数料	(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの) 第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを納付する場合とする。 (1)～(24) 略 (25) 国又は地方公共団体が納付する新規産業創出支援センター（以下この号において「センター」という。）の使用料のうち前納が困難であるもの、センターの使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する <u>納付期限</u> が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合のセンターの電磁環境試験設備使用料並びにセンターの電磁波特性試験手数料
(26)～(31) 略 (32) 国又は地方公共団体が納付するサンポート高松交流拠点施設のうち、国際会議場、展示場、多目的広場、大型テント広場、アート広場及び駐車場（回数券により利用する場合に限る。）の使用料のうち前納が困難であるもの、国又は地方公共団体以外の者が納付する同施設のうち、国際会議場、展示場、多目的広場、大型テント広場及びアート広場の使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する <u>納期限</u> が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの並びに香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）別表第1第2号から第4号までに規定する使用料	(26)～(31) 略 (32) 国又は地方公共団体が納付するサンポート高松交流拠点施設のうち、国際会議場、展示場、多目的広場、大型テント広場、アート広場及び駐車場（回数券により利用する場合に限る。）の使用料のうち前納が困難であるもの、国又は地方公共団体以外の者が納付する同施設のうち、国際会議場、展示場、多目的広場、大型テント広場及びアート広場の使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する <u>納付期限</u> が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの並びに香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）別表第1第2号から第4号までに規定する使用料
(33)～(37) 略 (38) 科学技術研究センターの使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する <u>納期限</u> が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する	(33)～(37) 略 (38) 科学技術研究センターの使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する <u>納付期限</u> が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用す

場合の科学技術研究センターの機器使用料

(39) 略

(40) 産業技術センター発酵食品研究所の発酵菌の売扱代金

(領収書の交付を省略できる収入)

第8条 略

(1)・(2) 略

(3) 体育館の競技場及びトレーニングルーム、武道館又は丸亀高等学校
武道館の競技場、総合水泳プールの水泳プール及びトレーニングルーム、
屋島少年自然の家の塩水プール、総合運動公園のテニス場及び相撲場並
びに丸亀競技場の競技場（基本施設、第1トレーニングルーム及び第2
トレーニングルームに限る。）及び補助競技場の個人使用料

(4)～(19) 略

場合の科学技術研究センターの機器使用料

(39) 略

(領収書の交付を省略できる収入)

第8条 規則第33条第2項に規定する会計管理者が指定する収入は、次のと
おりとする。

(1)・(2) 略

(3) 体育館、三豊体育館又は大川体育館の競技場及びトレーニングルーム、
武道館又は丸亀高等学校武道館の競技場、総合水泳プールの水泳プ
ール及びトレーニングルーム、屋島少年自然の家の塩水プール、総合運動
公園のテニス場及び相撲場並びに丸亀競技場の競技場（基本施設、第
1トレーニングルーム及び第2トレーニングルームに限る。）及び補助
競技場の個人使用料

(4)～(19) 略

第3号様式（第5条関係）

納 入 通 知 書

納入者

年 度	
資 金 名	種 類
貸 付 番 号	
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計	

納付場所・香川県指定金融機関等に指定された金融機関

納 付 金 額	円			
内訳) 元金	円	利子	円	
納 期 限(振 替 日)	年 月 日			
指 定 預 金 口 座	金 融 機 関 名			
	店 舗 名			
	預 金 種 目	口座番号		
	名 義 人			

上記の金額を納付してください。

年 月 日

取支命令者

印

備考 1 この通知書を使って納付はできません。

2 納付方法は、あなたから申出のあった指定預金口座からの口座振替になります。

3 残高不足等により振替不能のときは、後日送付する納付書により、当月分に限り指定金融機関等の窓口で納付してください。

第3号様式（第5条関係）

納 入 通 知 書

納入者

年 度	
資 金 名	種 類
貸 付 番 号	
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計	

納付場所・香川県指定金融機関等に指定された金融機関

納 付 金 額	円			
内訳) 元金	円	利子	円	
納 付 期 限(振 替 日)	年 月 日			
指 定 預 金 口 座	金 融 機 関 名			
	店 舗 名			
	預 金 種 目	口座番号		
	名 義 人			

上記の金額を納付してください。

年 月 日

取支命令者

印

備考 1 この通知書を使って納付はできません。

2 納付方法は、あなたから申出のあった指定預金口座からの口座振替になります。

3 残高不足等により振替不能のときは、後日送付する納付書により、当月分に限り指定金融機関等の窓口で納付してください。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第3号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。